

◎新潟県告示第645号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（糸魚川地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（県営中山間地域総合整備事業 上根知地区「山寺換地区」確定測量）
- 2 作業期間 平成25年9月30日から平成26年2月28日まで
- 3 作業地域 糸魚川市 山寺ほか 地内